

令和 5 年 6 月 12 日

第 6 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和5年第6回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月12日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 多目的スペース

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	石松 雄平
委 員	2 番	梅木 美代
	3 番	穴井 英雄
	4 番	飯沼 由彦
	5 番	宮崎 博美
	6 番	佐藤 仲子
	7 番	穴井 千年

農地利用最適化推進委員	宮原地区	麻生輝雄
	上田地区	河津有隆、松本和昭
	西里地区	佐藤三代司
	黒淵地区	坂田敏之

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員 小田清、二田水宏一、大塚哲治

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	
第2	議案第1号番号1	農地法第3条の規定による許可申請について
第3	議案第1号番号2	農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第1号番号3	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第1号番号4	農地法第3条の規定による許可申請について
第6	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
第7	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
第8	議案第4号番号1	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	～番号2	よる農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局職員（係長）	坂田 尚昭
事務局職員（主査）	波多野 裕

7. 会議の概要

係 長 ただ今から、令和5年第6回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番梅木美代委員、5番宮崎博美委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和5年6月12日提出。小国町農業委員会会長松岡克明です。

議案第1号番号1、農地の所在は、大字宮原字〇〇です。登記簿地目及び現況地目は畑、面積は、878㎡です。権利の種別は3条有償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、新規農業経営のためです。詳細は、別冊資料1をご覧ください。対価は、備考欄に記載があります。別冊資料の1ページが許可申請の写しです。2ページに自作農地の記載ですが、新規の農地取得なので耕作面積はありません。3ページ作付け予定の作物と農機具等の保有状況が記載されています。4ページが

権利を取得する世帯の農業への従事状況です。5 ページが周辺地域との関係、地域との役割分担の状況です。6 ページ航空写真の位置図、7 ページ現地立会時の写真、8 ページ確認書になっております。要件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼委員から報告をお願いします。

4 番 この案件については、6 月 6 日に私と麻生推進委員、小田推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、宅地と山林に隣接している小規模な農地でした。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。今後は、家庭菜園として利用し、管理されていくと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 耕作者の住所から申請地まで距離があるようですが、耕作者は、自宅から申請地の農地まで家庭菜園のために通うのでしょうか。

事 務 局 8 ページの申請内容に記載がありますが、この農地の周辺に位置する宅地も購入予定です。その住宅から家庭菜園のために通うと伺っています

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議長 日程第3 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 同じく議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和5年6月12日提出。小国町農業委員会会長松岡克明です。

議案第1番号2、農地の所在は、大字西里字〇〇です。登記簿地目及び現況地目は畑、面積は、528 m²です。権利の種別は3条有償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営を拡大するためです。対価は、備考欄に記載があります。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊資料の9ページが許可申請の写しです。10ページ上段に自作農地の田が2,769 m²、畑が16,443 m²、合計19,212 m²です。11ページ作付け予定の作物と面積です。その下の欄に農機具等の保有状況が記載されています。12ページが権利を取得する世帯の農業への従事状況です。13ページが周辺地域との関係、地域との役割分担の状況です。14ページ航空写真の位置図、15ページ現地立会時の写真、16ページが確認書になっております。要件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件など全て満たしています。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井千年委員から報告をお願いします。

7番 この案件については、6月6日に私と佐藤委員、二田水推進委員、佐藤推進委員、事務局2名で現地を確認しました。現地は、周辺が山に囲まれており、小規模な農地でした。これからは、買い手の方が山人参を作付けし、営農、管理されていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 買い手の方は、前も山人参等を作付けするということで購入された農地があると思われますが、現在はどのような状況でしょうか。確認されていますか。

事務局 以前に購入された農地は、耕作、管理は行っているようです。本人からも聞き取りしています。

5 番 今後も買い手の方は、農地を購入するために作付け予定作物を菊芋、山人参、こんにゃく等と記載してくると思われます。事務局は、買い手の方がしっかり管理や作物を出荷しているということは、はっきり分かっていますか。

事務局 出荷履歴まで把握はできませんが、このような新たに農地を購入する申請時に出荷状況を確認しています。

5 番 今後もこのように記載すると思われますが、許可をせざるを得ないのでしょうか。

事務局 議題にあげるかの判断は、要件を満たしているかです。要件を満たしているや満たす予定ということであれば議題としてあげます。重要なのは、周辺地域の営農者とトラブルが発生する恐れがないかどうかと考えています。

5 番 次の議題も同じように申請してきているので、これからもこのまま許可するしかないのでしょうか。

事務局 周辺地域の営農者とトラブルを起こす恐れがある場合は、要件を満たさないことになります。今後も考えるべきなのは、周辺の営農者の耕作に影響が出ないことや地域との調和や協力ができるのかどうかと思います。考え方によっては、今まで耕作がされていなかった農地を耕作、管理することになるので、地域としては、荒廃農地問題が改善する方向であると思います。

5 番 農業委員会の許可後に問題が出た場合は、農業委員会に責任が出てくるのでしょうか。

事務局 例えば許可後に営農がされていなかった場合、農業委員会に責任問題が出てくることないと思われます。申請者が耕作すると申請し、実際に耕作しなかった場合は、申請者に責任があります。

議長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定しました。

議長 日程第 4 議案第 1 号番号 3「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 議長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。農地法第 3 条の規定による許可申請ではありますが、下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和 5 年 6 月 12 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明です。

議案第 1 号番号 3、農地の所在は、大字黒淵字〇〇です。登記簿地目及び現況地目は田、面積は、2,571 m²です。権利の種別は 3 条有償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営を拡大するためです。対価は、備考欄に記載があります。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料の 17 ページが許可申請の写しです。18 ページ上段に自作農地の田が 2,769 m²、畑が 16,443 m²、合計 19,212 m²です。19 ページ作付け予定の作物と面積です。その下の欄に農機具等の保有状況が記載されています。20 ページが農業への権利を取得する世帯の従事状況です。21 ページが周辺地域との関係、地域との役割分担の状況です。22 ページ航空写真の位置図、23 ページ現地立会時の写真、24 ページ確認書になっております。要件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の石松委員から報告をお願いします。

1 番 現地確認については、6月6日に私と梅木委員、坂田推進委員、大塚推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。申請地につきましては、この資料 1 の記載のとおり山人参を作付けすると報告を受けています。周辺の営農に影響はないと感じておりますのでご審議の方お願いいたします。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 現地写真を見ると草切等がされていますが、管理はしっかりしていたようですね。

事 務 局 申請者が草刈をされたかは、確認していません。この申請地は、中山間補助金の対象であるため最低でも保全管理しなければならない農地です。昨年までは、別の耕作者が管理しており、飼料作物が作付けされていました。

3 番 耕作者は、トラクターを所有していないのでしょうか。

事 務 局 資料 1 に記載はありませんが、トラックとトラクターを購入されたと聞いています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 3 は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 5 議案第 1 号番号 4「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 2 ページを開いてください。農地法第 3 条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和 5 年 6 月 12 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明です。

議案第 1 号番号 4、農地の所在は、大字黒淵字〇〇です。登記簿地目及び現況地目は畑、面積は、327 m²です。権利の種別は 3 条無償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、新規農業経営のためです。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料の 25 ページが許可申請の写しです。26 ページに自作農地等の記載ですが、新規の農地取得なので耕作面積はありません。27 ページ作付け予定の作物と農機具等の保有状況が記載されています。28 ページが権利を取得する世帯の農業への従事状況です。29 ページが周辺地域との関係、30 ページが地域との役割分担の状況です。31 ページ航空写真の位置図、32 ページ現地立会時の写真、33 ページ確認書になっております。要件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の石松委員から報告をお願いします。

1 番 現地確認については、6 月 6 日に私と梅木委員、坂田推進委員、大塚推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。この案件の譲受人と譲渡人は、親族関係で贈与による所有権移転ということで問題はないと思われます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 申請地は、今まで所有者が管理されていたのですか。

事 務 局 今までの管理は、所有者がされていたと聞いています。

3 番 現地写真に小さいハウスがありますが、利用されていたのですか。

事務局 ハウスを利用されていたかは不明ですが、梅などはすでに植えられている状況です。申請地に隣接する住宅を譲受人が管理されていると聞いています。

7 番 申請地は、32 ページ現地写真の植栽されてる土地ですか。

事務局 そうです。梅や栗がすでにある状況です。

議長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 4 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 4 は原案のとおり決定しました。

採決後事務局が〇〇委員を呼びに行く

(〇〇委員 入場)

議長 日程第 6 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 議長 議案書の 3 ページを開いてください。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見がありますが、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。令和 5 年 6 月 12 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明です。

議案第 2 号、農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿畑、現況山林、転用面積は、5,216 m²です。申請人は、記載の通りです。転用目的は、山林として転用することです。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。34 ページが許可申請書の写しです。35 ページが航空写真、36 ページが事業計画書です。37 ページが始末書、38 ページが配置図、39 ペー

ジが現地立会時の写真、40 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の佐藤仲子委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については、6 月 6 日に私と河津推進委員、松本推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。

現地は、すでに杉山となっている状態でした。当事者が申請地の利用方法として山林転用しか考えられず、また耕作地としては不適切と判断したため、許可を受けずに転用をしてしまったようです。この転用により周辺の営農には支障はないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 この農地は、毎年行っている利用状況調査時に出てきていましたか。

事 務 局 利用状況調査の B 判定では出てきていません。植栽して山林になっている箇所を B 判定することはできません。今回の申請地のような場所は、所有者に転用申請するように説明をしていきたいと思います。

議 長 それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 2 号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 7 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の４ページを開いてください。農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見であります、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。令和５年６月１２日提出。小国町農業委員会会長松岡克明です。

議案第３号、農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の５筆です。地目は、登記簿が畑１筆、田４筆、現況地目は、畑１筆、田４筆、転用面積は、2,530㎡です。権利は、所有権移転。譲渡人、譲受人は記載の通りです。転用目的は、山林として転用することです。詳細は、別冊資料１をご覧ください。41ページが許可申請書の写しです。42ページが航空写真、43ページが事業計画書です。44ページが配置図、45ページが現地立会時の写真、46ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の石松委員から報告をお願いします。

1 番 現地確認については、6月6日に私と梅木委員、坂田推進委員、大塚推進委員、事務局２名で現地を確認しました。申請地の背後は杉山等が迫っておりまして、東向きなので道路向かいの農地に影をうつことは無く、周辺営農には支障はないかと思われまます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番 草刈がされているようですが、申請地には、何か作付けされているのでしょうか。

事 務 局 昨年まで飼料作物が作付けされていました。作付けしていた方が管理をされていた状況です。

議 長 それでは採決いたします。議案第３号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 3 号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 8 議案第 4 号番号 1 から番号 2「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書 6 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）ではありますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求ます。令和 5 年 6 月 12 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明です。

議案第 4 号番号 1 です。農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇、字〇〇の 18 筆です。地目は、登記簿は、田が 6 筆、畑が 12 筆、現況地目も田が 6 筆、畑が 12 筆です。面積合計 53,245 m²です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、野菜です。期間は 10 年の使用貸借。以下記載の通りです。

7 ページです。番号 2 です。農地の所在は、大字下城字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は 1,871 m²。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、飼料作物、期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 番号 1 は、親族関係ですか。また野菜は大根ですか。

事 務 局 親族関係です。野菜は大根です。

5 番 番号 1 の〇〇地区の農地は、どれですか。

事 務 局 字〇〇が〇〇地区付近の農地になります。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 4 号番号 1 から番号 2 の
原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 4 号番号 1 から番号 2 の原案につ
いて同意することを決定します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 6 回総会
を閉会致します。

令和 5 年第 6 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

2 番

5 番